

第 215 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成 21 年 5 月 11 日

<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 214 回

あつという間に今年の連休も終わりました。

この連休を有意義に過ごせた人、仕事がなく、ただ単に長期間の休みをもらえた人、やむを得ずだらだら過ごした人、いろいろな休みの過ごし方があったかと思いますが、それでも心の持ち方で価値ある休みを送ることもできたはずですが・・・

私はこの休みの間に「経営者の皆様方にお贈りする質問」を考えました。少し参考にしてください。そしてこの休み明けの 5 月中旬から、さらに活力をつけて、この大不況に立ち向かって下さい。乗り切ってください。

- No. 1 あなたの会社でこれから変化させるものは何ですか？いや変化させなければいけないものは何ですか（組織、人材、商品、自分、etc）
- No. 2 あなたの会社、事業のミッション（役割）は何ですか。役割を見つめ、役割をしっかり果たそう。
- No. 3 あなたの会社の顧客は誰ですか？
- ・ 活動対象としての顧客をもう一度見つめ直し、焦点を絞ろう
 - ・ 顧客のニーズ、欲求、希望はいつも変わっていきます。しっかり社内で勉強しましょう…そのための従業員です
- No. 4 あなたの会社がミッションを果たすための計画はしっかりできていますか、目標は具体的になっていますか。必要な組織、戦略、人材は具体的になっていますか
- No. 5 アクションプラン（行動計画）を早急に樹立しましょう、できていますか

ついに覚悟を決めるときが来ました。
お互いがんばりましょう。

前田の《今人生を語る》第 120 回

めざめよ日本人 ④

私たちが今覚悟しなければいけないことは、

「国家は国民のために存在してほしい。だが、国家は国家のために存在する」
国を愛し、国に保護されているが、最後まで国が国民を守ってくれる、などと思っ
てはいけません。国に頼らないという覚悟です。

さて頼らないとは、信じないことか？そうではなく、私は「自律」と考える。国に対する一方的な依頼心を持つことではなく、自分の義務を果たし、自分でできることをまず徹底し、そして人間としての役割を少しでも果たすことであると思います。

そうすれば、自然と日本国の政治家、公務員もしっかりとした人物が選ばれるようになるはず。これが、我々が役割を果たした結果です。

経済危機対策に盛り込まれた税制措置の概要

喜田 洋通

政府・与党は 4 月 10 日、「経済危機対策」を発表し、「税制の措置として、需要不足に対処する観点から、以下の税制について所要の整備を行う。」としました。

1. 居住用家屋取得のため 500 万円まで贈与税を非課税

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に 20 歳以上の者が、居住用家屋の取得に充てるために、直系尊属（実父母、実祖父母）から受ける金銭の贈与については、500 万円まで贈与税が課されないこととなる。

この特例は、暦年課税または相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とされる。したがって、暦年課税であれば現行の 110 万円をプラスして年 610 万円まで、相続時精算課税であれば現行の 3,500 万円をプラスして 4,000 万円まで、それぞれ非課税枠が拡大される。特例は今年 1 月に遡って適用されるが、原則、贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までに入居する必要がある。

2. 中小企業の交際費等の限度額を 600 万円に

法人に係る改正では、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から、資本金 1 億円以下の法人に係る定額控除限度額を現行の 400 万円から 600 万円に引き上げる措置が講じられる。ただし、損金算入額は定額控除額の 90% に達するまでの金額で現行と変わらないので、損金算入限度額が 360 万円から 540 万円へ引き上げられることとなる。

3. 研究開発税制では最長で 3 年の繰越控除が可能に

研究開発税制の拡充も盛り込まれている。試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を、現行の法人税額の 30% から 40% に時限的に引き上げるとともに、同期間に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることができる。つまり、現行の繰越期間は 1 年だが、最長 3 年まで延長されることになる。

なお、これらの法案については、国会がいわゆる「ねじれ」状態であるだけに、法案提出後、成立までの審議の動向は不透明ではありますが、確認しておきたい内容であります。